科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 24 年 6 月 29 日現在

機関番号:33901

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2008~2011課題番号:20530423

研究課題名(和文) 申告所得公示制度の廃止が及ぼす影響についての実証分析

研究課題名 (英文) Abolition of Taxable Income Announcement System and Its Effects

研究代表者

山下 裕企 (YAMASHITA HIROKI) 愛知大学・経営学部・教授 研究者番号:70256684

研究成果の概要(和文):

本研究は、申告所得公示制度(申告書に記載された課税所得額等を公示する制度)が果たしてきた役割およびその廃止の影響について、いくつかの観点から明らかにするものである。研究を通じて、この制度によってもたらされる情報が、経営者の利益調整行動を反映していることや日本の資本市場において有用であること等が確認された。さらに制度廃止後に経営者による税負担削減行動がより積極的になったこと、および役員持株比率の増加に伴ってこのような行動が抑制されること等も明らかにされた。

研究成果の概要 (英文):

We investigated the usefulness of the financial information provided by Taxable Income Announcement System (TIAS) and effects of the abolition of the system. We found that TIAS provided useful information for detecting earnings management and useful information to capital market participants. In addition, we found that corporate tax avoidance by Japanese firms increased after the abolition of TIAS. We also found that firms with greater managerial ownership exhibited less tax avoidance and that this effect strengthened following abolition.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	500, 000	150, 000	650, 000
2009年度	500, 000	150, 000	650, 000
2010年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
2011年度	1, 400, 000	420, 000	1, 820, 000
年度			
総計	3, 400, 000	1, 020, 000	4, 420, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経営学・会計学

キーワード: 申告所得公示制度、税負担削減行動、実効税率、会計利益と課税所得の差異(BTD)、利益調整行動

1. 研究開始当初の背景

近年、税務関連情報に対する関心が高まってきている。その代表的な情報が課税所得であるが、多くの国では申告所得(課税所得の実績値)が公表されていないため、様々な誤

差が含まれるのを承知の上で、課税所得を納税額等から推定しなければならない状況にある。そこで米国等では、このような税務関連情報を公表すべきかどうかの議論が活発になされるようになってきた。その中ではこ

のような情報を公表した場合の潜在的なメ リット・デメリットがいくつか示されている が、具体的に検証することができないため、 これらが実際に起こりうるかについては不 明確である。

その一方で、日本では 2006 年に申告所得公示制度が廃止されるまで、課税所得の金額が年 4,000 万円を超える企業について、課税所得情報は直接的に利用可能であった。法人税に限定すれば、この制度によって、確定申告書または修正申告書の提出日から 3ヶ月以内に、(1)法人の名称および納税地、(2)法人代表者の氏名、(3)申告書に記載された課税所得額、および(4)事業年度の開始日・終了日が、当該税務署に提示されていた。このような申告所得公示制度の存在・廃止は、税務関連情報公表の効果について実証的に検討することを可能にする。

課税所得の額が公開されていることは、経営者の裁量的行動や利益等の持続性等を明らかにするために税務関連情報を利用する者に対して極めて有用となる一方で、情報が利用されていることを意識している経営者の裁量的行動を抑制すると考えられる。しかしこれらについては研究開始当初の段階で十分に明らかにされていなかった。特に申告所得公示制度の廃止に伴ってどのような影響が生じたかについては、ほとんど検討されていなかった。

これらの点を明らかにすることは、課税所得のような税務関連情報を公表すべきかどうかを検討する上で重要な資料を提供するだろう。本研究はこのような背景に基づいて実施されることとなった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、申告所得公示制度が果たしてきた役割をより詳細に検討した上で、この制度の廃止が及ぼした影響について明らかすることである。前者の申告所得情報公示制度の役割評価という論点については、主として、次のような問題を取り扱った。

- (1) 実績値としての課税所得関連情報が経営 者の利益調整行動を見抜くのに有用であ るかどうかを明らかにする。
- (2) 実績値としての課税所得が株式リターンの説明力を有するかどうかを明らかにするともに、これが制度の変更等の諸要因によってどのような影響を受けるかを明らかにする。

また後者の制度廃止が与えた影響という 論点については、主として次のような問題を 取り扱った。

(3) 2006年までの実績値が利用できる優位性を活かし、課税所得推定方法について先行研究を基礎としてより詳細に比較検討する。

(4) 公示制度廃止の前後で経営者の税負担削減行動(適法、違法、あるいはそのグレーゾーンにあるものを含むあらゆるタックス・プランニング活動を通じて、課税所得の減少や税支払額の削減を行うこと)や利益調整行動に変化がみられたかどうかを検証し、公示制度が経営者の裁量的行動の抑止力として機能していたかどうかを明らかにする。

さらに(4)の検討を行うためには、これまで十分に検討されていない税負担削減行動の指標の日本における特徴や有用性を検討しなければならない。そこでこの点に関する検討も併せて行った。

3. 研究の方法

本研究を進めていく上で、まず研究代表者 及び研究分担者を目的の部分で示されてい るような細分化した課題ごとに割り当て、そ れぞれのチームが同時並行的に研究を進め ていった。ただし課題間で関係する部分につ いては、連携して検討した。

本研究は主として実証的な研究方法を採用しているが、まず課題ごとに関連する多くの先行研究を詳細に検討した。税務の問題は、国による税制の違いが大きく影響するため、この点については分析方法の変更も含めて特に注意深く検討された。また研究代表者及び研究分担者の関連研究についても様々な角度から再検討がなされた。さらに申告所得公示制度の廃止の経緯を明らかにするために、税制調査会総会や小委員会の議事録等も閲覧した。

つぎにこれらの検討結果に基づいて、仮説 およびこれを検証するための分析方法が構 築された。分析に必要な財務データの多くは 研究代表者あるいは研究分担者の大学が所 有しているデータベースから入手した。

最後に、申告所得情報公示制度の役割および制度廃止が与えた影響について実証的に検討を行った。分析結果は、日本独自の要因、すなわち確定決算基準、税制およびその改正等を考慮して解釈されている。また学会発表等で指摘を受けた部分や十分な知見が得られなかった部分については、追加分析や分析方法の見直し等を通じて、より深く検討を行った。

4. 研究成果

本研究で得られた主な成果は次の通りである。まず実績値としての課税所得関連情報として会計利益と課税所得の差異(book-tax differences; BTD)をとりあげ、これと経営者の利益調整行動の代理変数である裁量的会計発生高との関係を分析した。その結果、両者の間には統計的に有意な正の相関が見られること等が明らかになった。加えて、連

結データによる推定課税所得を用いて分析 を行った場合にも、同様の結果が得られた。 これらは確定決算基準が採用され、会計利益 と課税所得が密接に関連している日本でも BTD に利益調整行動の結果が反映されている ことを示している。さらに、BTD には利益調 整行動の結果のみならず税負担削減行動の 結果も反映されていると指摘されることが 多い。そこで BTD、利益調整行動、税負担削 減行動と利益等の持続性の関連性について 検討を行った。その結果、米国の先行研究と 同様に利益増加型利益調整行動の結果とし て生じた正の BTD の規模が大きい場合に利益 等の持続性が低下すること、および米国とは 異なり税負担削減行動の結果として生じた 正の BTD の規模が大きい場合にも利益等の持 続性が低下すること等が明らかになった。

つぎに実績値としての課税所得が株式リターンの説明力を有するかどうかという問題については、先行研究に基づき分析方法の修正や追加分析を行うことにより、1998年の税制改正以降に課税所得の相対的・増分会的特別をの有用性が高くなっていることをが明らかにされるの結果は、課税所得に経営者の裁量が高いたと考えられる。1998年の税制改正以降に課税所得情報の有用性が高まっていることを示している。

さらに課税所得推定方法については、先行研究を様々な角度からより詳細に検討した。その結果、推定課税所得によって算出されたBTD が持続性低下の指標として有用となりうること、多くの米国の研究のように課税所得を財務データから推定する際には、日本では概ね 4%から 9%の誤差が含まれること等が確認された。これらの結果は、先行研究の知見を強化するものであった。

最後に、税負担削減行動の様々な指標の日本での特徴や有用性の検討を行った。まず理

論的に、様々な指標の算出方法や特徴が整理 され、日本企業のデータに適用する際の留意 点として、キャッシュ実効税率を適用するこ とは分母・分子の期間的対応が崩れるという 深刻な問題を生じさせること、日本における 残余 BTD の有効性は十分に明らかにされてい ないこと、および裁量的永久差異(DTAX)を 利用する際に日本の制度やデータの利用可 能性の観点からコントロール変数の十分な 検討が必要であること等が示された。さらに 指標の一つとして長期カレント実効税率を 取り上げ、連結データを用いて、その日本に おける特徴を明らかにした。分析の結果、米 国ほど(短期)カレント実効税率との差が見 られないこと、規模、収益性、負債比率お よび業種等が長期カレント実効税率の大き さに影響を及ぼしていること等が明らかに なった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計11件)

- ①<u>大沼宏</u>、税負担削減行動と経営者報酬の関連性、産業経理、第71巻第4号、pp. 112-121、2012、 査読無
- ②<u>Hiroki Yamashita</u>, <u>Hiroshi Onuma</u>, and <u>Katsushi Suzuki</u>, Corporate Tax Avoidance and Public Disclosure of Taxable Income, Proceedings of International Academy of Business and Economics-2011, pp. 10-23 (CD-ROM), 2011, 本語有
- ③<u>山下裕企、大沼宏、鈴木健嗣</u>、申告所得公 示制度の廃止が企業の税負担削減行動に 及ぼす影響、会計、第 180 巻第 1 号、 pp. 101-114、2011、査読無
- ④奥田真也、<u>山下裕企</u>、日本における長期カレント実効税率の実態と規定要因、産業経理、第71巻第1号、pp.45-54、2011、査読無
- ⑤ <u>Hiroki Yamashita</u>, <u>Hiroshi Onuma</u>, and <u>Katsushi Suzuki</u>, The Impact of Abolition of the Taxable Income Announcement System on Corporate Tax Aggressiveness, Proceedings of 22nd Asian-Pacific Conference on International Accounting Issues, pp. 1-16(CD-ROM), 2010, 查読有
- ⑥山下裕企、税負担削減行動の指標に関する 一考察、経営総合科学、第94号、pp. 9-30、 2010、査読無
- ⑦<u>大沼宏</u>、租税回避と経営者裁量の関連性、 会計、第177巻第6号、pp.862-875、2010、 査読無
- ⑧大沼宏、鈴木健嗣、山下裕企、会計利益と 課税所得の情報内容の変化、管理会計学、

第 18 巻第 1 号、pp. 19-31、2009、査読有

- ⑨山下裕企、音川和久、日本における株式持合が税負担削減行動に与える影響、神戸大学経営学研究科ディスカッションペーパー、2009-40、pp.1-20、2009、査読無
- ⑩<u>大沼宏</u>、会計利益と課税所得の狭間の見え ざる意図、税務会計研究、第 20 号、 pp. 287-295、2009、査読無
- ① 平井裕久、後藤晃範、山下裕企、利益持続性の検証における推定課税所得の有効性、愛知経営論集、第159号、pp.27-44、2009、査読無

〔学会発表〕(計6件)

- ① <u>Hiroki Yamashita</u>, <u>Hiroshi Onuma</u>, and <u>Katsushi Suzuki</u>, Corporate Tax Avoidance and Public Disclosure of Taxable Income, International Academy of Business and Economics-2011, 2011.10.17, Las Vegas, USA
- ② <u>Hiroki Yamashita</u>, <u>Hiroshi Onuma</u>, and <u>Katsushi Suzuki</u>, The Impact of Abolition of the Taxable Income Announcement System on Corporate Tax Aggressiveness, 22nd Asian-Pacific Conference on International Accounting Issues, 2010.11.9, Gold Coast, Australia
- ③山下裕企、大沼宏、鈴木健嗣、申告所得公 示制度の廃止が企業の税負担削減行動に 及ぼす影響、日本会計研究学会、2010年9 月9日、東洋大学
- ④<u>大沼宏</u>、租税回避と経営者裁量との関係性、 日本会計研究学会、2009年9月4日、関西 学院大学
- ⑤山下裕企、税制が経営者行動にもたらす影響、日本経営会計研究所研究会、2008年11月1日、横浜国立大学
- ⑥<u>大沼宏</u>、会計利益と課税所得の狭間の見え ざる意図、税務会計研究学会、2008 年 10 月4日、成蹊大学
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

山下 裕企 (YAMASHITA HIROKI) 愛知大学・経営学部・教授 研究者番号:70256684

(2)研究分担者

後藤 晃範 (GOTO AKINORI) 大阪学院大学・企業情報学部・准教授 研究者番号:70331684

平井 裕久 (HIRAI HIROHISA) 高崎経済大学・経済学部・准教授 研究者番号: 40399019 大沼 宏 (ONUMA HIROSHI) 東京理科大学・経営学部・准教授 研究者番号: 00292079

鈴木健嗣(SUZUKI KATSUSHI) 神戸大学・経営学研究科・准教授 研究者番号:00408692

(3)連携研究者なし